

四

三

—  
—

發十條事省

用 振 替 法 の 適

の法發号名  
条律行称  
項及の及  
び根ひ  
そ拠記

財務省告示第百九十七号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達  
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
十一項の規定に基づき、平成二十七年五月二  
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年六月四日

## 六

イ  
發

入 價	行 争	非 者	特 国
札 格	行 入 價	・ 別 債	
發 競		札 格 第 参 市	
行 争 額		發 競 I 加 場	

## 五

イ  
方 募

入 價	法 入
札 格	決 定
發 競	
行 争 の	

十 い づ 第 一 項 十 び 財 十 は 発 四 う 億 額  
九 て き 百 項 、 三 に 政 九 、 行 十 ち 七 面  
億 は 発 三 、 同 条 特 融 億 額 し 六 、 千 金  
七 、 行 十 第 条 第 別 資 円 面 た 条 特 万 額  
千 額 し 七 百 第 一 会 資 、 金 割 第 別 円 で  
万 面 た 条 三 四 項 計 金 財 政 第 十 項 、  
円 金 政 第 十 項 、 に 法 額 府 一 六 、 第 関 第  
額 府 一 六 、 第 関 第 法 第 七 項 第 九 す  
で 短 項 条 第 九 す 九 兆 国 規 関 一 期 の に  
三 期 の 第 九 十 る 条 第 七 項 第 八 債 定 す  
千 証 規 一 十 四 法 第 九 千 に に る 百  
九 券 定 項 五 条 律 一 第 九 つ 基 法 四  
百 に に 及 条 第 第 項 一 百 い づ 律 四  
九 つ 基 び 第 二 八 並 、 四 て き 第 八

込 募 各 当 も 各 価 一 を 場 で  
み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ  
の 度 債 る か 述 競 債 め 別 つ  
応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て  
募 の 場 そ の 入 場 も 加 、  
額 範 特 の う 札 特 の 者 財  
を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務  
割 内 参 募 応 行 参 よ と 大  
り に 加 額 募 一 加 る に 臣  
当 お 者 を 價 と 者 発 応 が  
て い ご 順 格 い 行 募 各  
る て と 次 の う 第 へ 限 国  
。 各 の 割 高 。 I 以 度 債  
申 応 り い 非 下 額 市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七		
			振額最 替 額 単 面 位 金	払 込 金 札 格 競 I 加 場 行 争 格 日		
償行争非者特国入価發		還入価・別債札格行行	低行争非者特国入価込	行争非者特国		
期札格第参市發競価		單面札格第参市發競	入価・別債札格金	入価・別債		
限發競I加場行争格日		位發競I加場行争額	札格第参市發競I加場	發競I加場		
平額上額	平す額の振	千円	二十二	面た条特		
成面の面	成るの記替	万円	千二兆	金割第別		
二金そ金	二。整載法	円	五万二	額引一會		
十八額れ額	十数又の		十九千	で短項計		
年百ぞ百	七倍は規		一百九	二期のに		
五円れ円	年年の記定		億円百	千国規閥		
月にのに	五金録に		千五	五債定す		
二十つ応つ	月額はよ		六十	十ににる		
日き募き	二に、る		百億	一つ基法		
百価百	十よ最振		四五	億いづ律		
円格円	日る低替		十千	円てき第		
八厘	も額口		万四	は発四		
厘	の面座		八百	、行十		
以	と金簿		千七	額し六		

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三

払者入場元償  
込札所金還  
期参支金  
日加払額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 た だ  
二 大 銀 金 金 る し  
十 臣 行 額 を と 、  
七 か 百 支 き 償  
年 ら 円 払 は 還  
五 通 に う 、 期  
月 知 つ 。 そ が  
二 を き の 銀  
十 受 百 翌 行  
日 け き 営 休  
た 円 業 業  
者 日 日  
に に